

共同生活援助 給付費算定の積算根拠

共同生活援助外部型サービス費(4:1)244単位+夜間支援等体制加算(Ⅰ)192単位+処遇改善加算(Ⅰ)74単位+特定処遇改善加算(Ⅱ)7単位=1日の基本報酬 5,170円 1日の基本報酬5,170円 × 1日の利用人数7名 × 1ヶ月の利用日数30日 = 1,085,700円
 受託居宅介護サービス費 1ヶ月136,620(区分6)×2名+102,120(区分5)×2名+67,600(区分4)×3名=680,280円
 共同生活援助1,085,700円+居宅介護サービス680,280円=1,765,980円

1日共同生活援助給付費	
共同生活援助外部型サービス費(4:1)	2,440
夜間支援等体制加算(Ⅰ)	1,920
処遇改善加算(Ⅰ)	740
特定処遇改善加算(Ⅱ)	70
基本報酬(1人)	5,170

1ヶ月受託居宅介護サービス費(区分6)	
1日60分(30分×2)サービス費 1920円+1920円	3,840
1ヶ月(30日)サービス費	115,200
処遇改善加算(Ⅰ)	19,580
特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,840
基本報酬(1人)	136,620

1ヶ月受託居宅介護サービス費(区分5)	
1日45分(30分+15分)サービス費 1,920円+950円	2,870
1ヶ月(30日)サービス費	86,100
処遇改善加算(Ⅰ)	14,640
特定処遇改善加算(Ⅱ)	1,380
基本報酬(1人)	102,120

1ヶ月受託居宅介護サービス費(区分4)	
1日30分(15分+15分)サービス費 950円+950円	1,900
1ヶ月(30日)サービス費	57,000
処遇改善加算(Ⅰ)	9,690
特定処遇改善加算(Ⅱ)	910
基本報酬(1人)	67,600

短期入所 給付費算定の積算根拠

1週間の給付費: $15,370円 \times 4日 + 19,590円 \times 2 + 19,100円 \times 1 = 119,760円$
 1ヶ月の給付費: $119,760 \times 4週 = 479,440円$

月～木曜日利用開始の場合		金・土曜日利用開始の場合	
1日目給付費(区分6:日中活動系サービス併せて利用)	5,880	1日目給付費(障害児区分3:短期入所のみ利用)	7,660
2日目給付費(区分6:日中活動系サービス併せて利用)	5,880	2日目給付費(障害児区分3:短期入所のみ利用)	7,660
食事提供加算2日分(480円×2日分)	960	食事提供加算2日分(480円×2日分)	960
栄養士配置加算2日分(120円×2日分)	240	栄養士配置加算2日分(120円×2日分)	240
処遇改善加算(I)	2,200	処遇改善加算(I)	2,810
特定処遇改善加算(II)	210	特定処遇改善加算(II)	260
基本報酬(1回)	15,370	基本報酬(1回)	19,590

日曜日利用開始の場合	
1日目給付費(区分6:短期入所のみ利用)	9,020
2日目給付費(区分6:日中活動系サービス併せて利用)	5,880
食事提供加算2日分(480円×2日分)	960
栄養士配置加算2日分(120円×2日分)	240
処遇改善加算(I)	2,740
特定処遇改善加算(II)	260
基本報酬(1回)	19,100

